

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、北尾自治会の用務のために出張する者に対し支給する旅費について必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 会長及び役員が必要と認め、自治会の用務のため出張した場合には、その者に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び支給額)

第3条 旅費の種類は、交通費、宿泊料、私有自動車使用謝礼金とする。

(1) 交通費は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、通行料、駐車料について支給する。

(2) 宿泊料は、出張中の夜数に応じ支給する。

(3) 自動車使用謝礼金は、自動車を自治会活動のために使用したとき支給する。

(市内、名古屋市緑区、東海市、豊明市、刈谷市、知多市、東浦町は除く。)

2 旅費の支給額は、次の表に定める額とする。

交 通 費		実 費
宿 泊 費		実費ただし1夜当たり13,000円を上限とする。
自動車使用謝礼金	県 内	1回当たり 1,000円
	県 外	1回当たり 3,000円

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月9日から施行する。